

政令第 号

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十五号）の一部の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令の一部改正）

第一条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）の一部を次のように改正する。

第三十六条第一号中「地上又は」を「廃棄物埋設施設（法第五十一条の二十四の二第一項に規定する廃棄物埋設に係る廃棄物埋設施設であつて）」に、「五十メートル未満」を「七十メートル以上」に、「廃棄物埋設施設」を「もののうち、同項の認可を受けた閉鎖措置計画に従つて当該廃棄物埋設施設の全ての坑道について坑道の埋戻し及び坑口の閉塞を行つたものを除く。」に改め、同条第二号を削り、同条第三

号を同条第二号とする。

(宅地建物取引業法施行令の一部改正)

第二条 宅地建物取引業法施行令(昭和三十九年政令第三百八十三号)の一部を次のように改正する。

第二条の五に次の一号を加える。

二十八 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十二年法律第百六十六号)第

五十一条の二十九第一項の許可

第三条第一項第三十号の次に次の一号を加える。

三十の二 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第五十一条の二十九第一項

(不動産特定共同事業法施行令の一部改正)

第三条 不動産特定共同事業法施行令(平成六年政令第四百十三号)の一部を次のように改正する。

第七条に次の一号を加える。

三十二 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十二年法律第百六十六号)第

五十一条の二十九第一項の許可

(原子力災害対策特別措置法施行令の一部改正)

第四条 原子力災害対策特別措置法施行令(平成十二年政令第百九十五号)の一部を次のように改正する。

第二条の二中「第四十三条の三の三十三第二項」を「第四十三条の三の三十四第二項」に改める。

附 則

この政令は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日(平成三十年十月一日)から施行する。

理由

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令その他の関係政令の規定の整備を行う等の必要があるからである。